

平成11年 7 月 2 日  
原子力安全対策課  
( 1 1 - 4 5 )  
<10時資料配付>

## 高浜発電所 2 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

高浜発電所 2 号機（加圧水型軽水炉；定格出力 8 2 . 6 万 k W）は、本日、新燃料集合体 3 0 体を受け入れた。

#### 1 . 輸送年月日

平成11年 7 月 1 日 06時40分 三菱原子燃料株式会社 発  
(茨城県那珂郡東海村)

平成11年 7 月 2 日 07時00分 高浜発電所 着

#### 2 . 輸送数量等

|         |       |
|---------|-------|
| 新燃料集合体  | 3 0 体 |
| 輸 送 容 器 | 1 5 個 |

#### 3 . 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

#### 4 . 輸送方法

陸上輸送

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型 式 ; M F C - 1 型

形 状 ; 円 筒 形

寸 法 ; 長さ約 5 m、外径約 1 m

重 量 ; 約 4.2 トン（輸送容器だけで約 2.8 トン）

材 質 ; 鋼鉄製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、国の指定確認機関である(財)原子力安全技術センターにより確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両への積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を施してあります。

なお、万が一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防、警察および科学技術庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっております。

<別添>

## 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

### ①線量当量率

表面で、 $2 \text{ ミリシーベルト／時以下}$   
表面から1 m離れた位置で、 $0.1 \text{ ミリシーベルト／時以下}$

### ②表面汚染密度

$\alpha$ 線を放出する放射性物質の場合、 $0.4 \text{ ベクレル／cm}^2$ 以下  
 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質の場合、 $4 \text{ ベクレル／cm}^2$ 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

### ①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

### ②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上の1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。